

医療費が多かった方は忘れずに！(医療費控除)



医療費控除とは、1月から12月の1年間に、家族の分も含めて負担した医療費等が一定額を超えたとき、納めた所得税の一部が還付される制度です。支払った医療費等の金額が10万円(または総所得金額等の5%)を超える場合、税務署に確定申告を行うことで、上限200万円まで課税所得額から控除され、税金が精算されます。

医療費控除の計算式

1年間(1~12月)に
支払った医療費
(給付金、保険金を除く*)

—

10万円または
所得総額の5%
(いずれか少ない方)

=

医療費控除額
(上限200万円)

*生命保険などから支給される給付金や、健康保険から支給される高額療養費、出産育児一時金、一部負担還元金、家族療養費付加金等が含まれます。傷病手当金や出産手当金は含まれません。

医療費控除の対象は？

- 医療機関等に支払った診療費
- 治療のための医薬品の購入費
- 通院費用や往診費用、出産費用
- 入院時の食事療養費等の費用 など

医療費控除のより具体的な内容は、「お住まいの管轄税務署」へお問い合わせか、または「国税庁のホームページ」にて、ご確認ください。



国税庁ホームページ



「セルフメディケーション税制」

「セルフメディケーション税制」は、ドラッグストアで売っている風邪薬などのOTC医薬品と呼ばれる市販薬の年間購入が12,000円を超える場合に、12,000円を超える金額を、88,000円を限度として所得金額から差し引くことができる制度です。

「セルフメディケーション税制」については、厚生労働省「セルフメディケーション税制(特定の医薬品購入額の所得控除制度)について」をご確認ください。



対象薬にはパッケージに
共通識別マークが入られています。

厚生労働省ホームページ



※年末調整では適用されないため、自身で「確定申告」する必要があります。従来の「医療費控除」と「セルフメディケーション税制」は併用できません。

どちらの減税額が多いかは、国税庁ホームページでシミュレーションできます。お得な方を選んで申告しましょう。

当組合ホームページ「医療費のお知らせ」を活用ください

当組合のホームページでは「医療費のお知らせ」(医療費通知)を掲載しております。パソコンやスマートフォンにて閲覧することができます。

また、令和7年2月上旬に、令和6年1月から令和6年10月までの診療分を取りまとめた「医療費控除用データ」の配信を予定しております。国税庁ホームページ「確定申告作成コーナー」の電子申請(e-Tax)の添付書類として、または「医療費集計フォーム」の作成の資料としてご利用いただけますのでぜひ、ご活用ください。



各種健診
年に一度は健康診断を受診しましょう

健康管理
特定健診・特定保健指導のご案内、40歳から74歳の方は特定健診を忘れずに

保養施設
直営保養所および東海健保が契約している保養施設をご利用できます

体づくり
皆さまの健康増進に役立つ事業をご案内します

年間行事
気軽に楽しく参加いただけるイベントを各種ご用意しています

医療費のお知らせ
病院にかかったときの医療費の状況についてご確認ください

当組合ホームページ
「医療費のお知らせ」



ここをクリックしてログイン

医療費のお知らせ

病院にかかったときの医療費の状況についてご確認ください

※令和7年1月7日(予定)より初回ログインパスワードが変更となります。詳しくは、「医療費のお知らせ」のログイン方法をご覧ください。

問合せ

本部 審査第二課 TEL 03-3663-1361(代)
城南支部 調査係 TEL 03-5537-2400(代)

城西支部 調査係 TEL 03-3342-8821(代)
城北支部 調査係 TEL 03-3980-1501(代)